

男女平等・共同参画「都市宣言」について

1 男女共同参画宣言都市奨励事業について

住民に密接な行政を行っている地方公共団体（政令指定都市を除く市・町・村及び特別区をいう。）において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的として、内閣府が平成6年度から実施している。

事業の内容は、「都市宣言」を地方公共団体において制定すること。

内閣府と共催の「記念式典」（講演その他）を実施すること。

平成20年3月末現在 奨励事業実施の合併後も引き継いでいる地方公共団体数：延べ88
（単独で宣言を行った地方公共団体数も含めると122）

2 市の基本的な考え方

(1) 男女平等・共同参画「都市宣言」の実施

高岡市における男女平等・共同参画にかかる基本施策や施設の整備（条例・プラン、男女平等推進センター等）が、市議会ははじめ市民・事業者の理解・協力により進んでいる現状から、国の男女共同参画宣言都市事業と連携し、「男女平等・共同参画都市宣言」を実施する。

(2) 「都市宣言」の目的

市議会、市民、事業者等と市が一体となって男女平等・共同参画社会の実現を進めている高岡市の姿勢を市内外に発信することにより、プランに掲げる「認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち」を目指すことを目的とする。

(3) 「都市宣言」の形式・文案

都市宣言は、議会の議決（市長が提案）により行うこととする。

宣言案は、本市の男女平等推進条例及び男女平等推進プランを踏まえたものとする。

(4) 「都市宣言」文案の策定体制

ア 男女平等推進市民委員会

男女平等推進条に基づき設置している。市長の諮問に応じ、宣言案の審議を行う。

委員の構成等 20名（有識者4名、市内の各界各層の団体13名、公募委員3名）

市民委員の中から、「都市宣言」草案を作成する起草委員を6～7名選考して作業を進めるものとする。

イ 意見の反映

男女平等推進市民委員会における討議、審議及び市議会の意見を十分に考慮するほか、市のホームページや情報公開窓口等において素案を公開し、市民等の意見募集を行う。

(5) 記念式典について（予定）

記念式典は、市の既存事業である本年度の男女平等E X P O高岡(市の男女平等・共同参画意識の啓発、普及のシンポジウム事業)の中で併せて実施していくこととしたい。

3 策定スケジュール

月 日	会議名・内容等
6月24日	第1回市民委員会（宣言案作成の諮問）
6月下旬	第1回起草委員会（草案作成）
7月上旬～中旬	第2～3回起草委員会（草案作成 [2回終了後、市民委員へ郵送で中間報告をして意見・提言を収集] して草案を決定）
7月17日	第2回市民委員会（素案決定）
7月18日～31日	素案の市民意見募集
8月18日	第3回市民委員会（宣言案決定、答申）
9月	議会の議決